

## 集計要望への対応

- 本年（令和6年）5～6月に、各府省及び地方公共団体を対象として集計事項の要望把握を実施。
- 寄せられた要望のうち、以下の①②について確認できた要望（4件：次頁以降に記載）を採用予定。
  - ①結果表データの利便性を向上させるものであること
  - ②結果表の利用価値を損なうもの（大量の秘匿が生じる等）でないこと

〔 ※集計要望の多くは、より細かな地域区分での表章に関するものであり、上記②を満たさないことから採用不可。調査票情報の二次利用の活用を推奨。 〕

## 採用予定の集計要望

	要望	要望者の目的
産業大分類別に表章している統計表のうち「事業所に関する集計－売上（収入）金額等」に関するもの	（１）大分類「I_卸売業，小売業」の内訳である中分類計「I1_卸売業」及び「I2_小売業」を単独分類として新たに追加表章する。（地方要望）	予算特別委員会への提出資料として、また、産業労働行政を推進するための基礎資料として継続的に把握する必要がある。
	（２）大分類「M_宿泊業，飲食サービス業」の内訳である中分類計「M1_宿泊業」及び「M2_飲食サービス業」を単独分類として新たに追加表章する。（地方要望）	市の総合計画の基本計画（分野別計画）における施策の進捗状況把握に「飲食店売上高」を指標としているため。
企業常用雇用者規模に関するもの	（３）現行の最小区分「０～４人」について、事業所の常用雇用者規模と同様に「０人」と「１～４人」に分割し表章する。（厚生労働省）	労働行政施策では、常用雇用者数１人以上の事業場を対象としているものが多く、施策の対象となる企業等数を把握する必要がある。
	（４）「（再掲）（２０００人以下）」を新設し表章する。（地方要望）	令和６年５月改正の産業競争力強化法で新たに規定された「中堅企業者」の定義※に準じた区分の企業等数を把握したい。

※「中堅企業者」：常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第二十四項）

## 集計要望（１）及び（２）の対応イメージ

産業大分類	事業所数	従業者数 男女計	売上（収入） 金額	～
AR_全産業（S_公務を除く）				
AB_農林漁業				
CR_非農林漁業（S_公務を除く）				
C_鉱業、採石業、砂利採取業				
D_建設業				
E_製造業				
F_電気・ガス・熱供給・水道業				
G_情報通信業				
G1_情報通信業（通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業）				
G2_情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）				
H_運輸業、郵便業				
<b>I_卸売業、小売業</b>				
J_金融業、保険業				
K_不動産業、物品賃貸業				
L_学術研究、専門・技術サービス業				
<b>M_宿泊業、飲食サービス業</b>				
N_生活関連サービス業、娯楽業				
O_教育、学習支援業				
O1_教育、学習支援業（学校教育）				
O2_教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業）				
～				



産業大分類	事業所数	従業者数 男女計	売上（収入） 金額	～
AR_全産業（S_公務を除く）				
AB_農林漁業				
CR_非農林漁業（S_公務を除く）				
C_鉱業、採石業、砂利採取業				
D_建設業				
E_製造業				
F_電気・ガス・熱供給・水道業				
G_情報通信業				
G1_情報通信業（通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業）				
G2_情報通信業（情報サービス業、インターネット附随サービス業）				
H_運輸業、郵便業				
<b>I_卸売業、小売業</b>				
<b>I1_卸売業</b>				
<b>I2_小売業</b>				
J_金融業、保険業				
K_不動産業、物品賃貸業				
L_学術研究、専門・技術サービス業				
<b>M_宿泊業、飲食サービス業</b>				
<b>M1_宿泊業</b>				
<b>M2_飲食サービス業</b>				
N_生活関連サービス業、娯楽業				
O_教育、学習支援業				
O1_教育、学習支援業（学校教育）				
O2_教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業）				
～				

追加

追加

### ※統計表の例

令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計－産業横断的集計－売上（収入）金額等

第2-1表 産業(大分類)、経営組織(3区分)別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、1事業所当たり従業者数、1事業所当たり売上（収入）金額及び従業者1人当たり売上（収入）金額－全国、都道府県、市区町村）（抜粋）

## 集計要望（３）及び（４）の対応イメージ

企業常用雇用者規模	企業数	事業所数	従業者数男女計	従業者数		～
				従業者男	従業者女	
総数						
0～4人						
5～9人						
10～19人						
20～29人						
30～49人						
50～99人						
100～299人						
300～999人						
1000～1999人						
2000～4999人						
5000人以上						
（再掲）5人以下						
（再掲）20人以下						
（再掲）50人以下						
（再掲）100人以下						
（再掲）200人以下						
（再掲）300人以下						
（再掲）900人以下						



企業常用雇用者規模	企業数	事業所数	従業者数男女計	従業者数		～
				従業者男	従業者女	
総数						
0人						
1～4人						
5～9人						
10～19人						
20～29人						
30～49人						
50～99人						
100～299人						
300～999人						
1000～1999人						
2000～4999人						
5000人以上						
（再掲）5人以下						
（再掲）20人以下						
（再掲）50人以下						
（再掲）100人以下						
（再掲）200人以下						
（再掲）300人以下						
（再掲）900人以下						
（再掲）2000人以下						

分割

追加

### ※統計表の例

令和3年経済センサス-活動調査 企業等に関する集計－産業横断的集計－企業等数、従業者数

第3-3表 企業産業(小分類)、資本金階級(10区分)、企業常用雇用者規模(11区分)別会社企業数、事業所数、男女別従業者数及び常用雇用者数－全国、都道府県、大都市（抜粋）

## 利用ニーズを踏まえた統計表の追加等

- 「人口30万以上市」を対象とした統計表においては、産業大分類と他の属性（従業者規模、経営組織等）をクロスさせた区分の事業所数・従業者数について、市別結果の利用ニーズが高いことから、これらに対応する「全ての市区」を対象とした統計表を追加作成する。
- 一方、利用実績が認められなかった「人口30万以上市」における産業中分類の結果の表章を廃止。

例

	令和3年	令和8年
第4-1表	産業(中分類)、経営組織(2区分)、従業者規模(10区分)別全事業所数、男女別従業者数及び常用雇用者数 - 全国、都道府県、大都市、県庁所在市、 <u>人口30万以上市</u>	産業(中分類)、経営組織(2区分)、従業者規模(10区分)別全事業所数、男女別従業者数及び常用雇用者数 - 全国、都道府県、大都市、県庁所在市、 <u>人口30万以上市</u>
新規 (第4-1表を分割)		<u>産業(大分類)</u> 、経営組織(2区分)、従業者規模(10区分)別全事業所数、男女別従業者数及び常用雇用者数 - 全国、都道府県、 <u>市区</u>

追加

## 利用ニーズを踏まえた統計表の廃止

### ・統計表の廃止についての考え方

令和3年調査の統計表における利用実績を踏まえ、  
下記の条件（1）及び（2）を満たす統計表について廃止予定  
ただし、調査事項に関する基本的な結果である統計表については引き続き  
作成。

- （1）e-Statからのダウンロード件数（Excel結果表、DBのダウンロードの合計件数）が年間1,000件未満
- （2）各府省及び地方公共団体において継続利用の希望がない

## 調査事項に関連した統計表の廃止

・廃止予定の調査事項※について、同調査事項に対応した結果表を併せて廃止予定。

（※特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等）

## 製造業に関する集計 地域編 第8表 一部表章項目（内訳）の削除

- 地域編第8表では、表側が市区町村と産業中分類のクロス、表頭で事業所数を従業者数規模によりさらに分割表章しているところ、「該当値なし」となるセルが過多※となっていることから、従業者規模別の内訳を削除。

※特に「従業者300人以上」は84.6%（全19783セル中16743セル）が「該当なし」

市区町村名	産業中分類名	事業所数		従業者数	～	製造品出荷額等	粗付加価値額
		従業者 10～299人	従業者 300人以上				
全国計	製造業計	<b>削除</b>					
北海道	製造業計						
札幌市	製造業計						
札幌市中央区	製造業計						
札幌市中央区	食料品製造業						
札幌市中央区	飲料・たばこ・飼料製造業						
札幌市中央区	繊維工業						
札幌市中央区	パルプ・紙・紙加工品製造業						
札幌市中央区	印刷・同関連業						
札幌市中央区	化学工業						
～	～						

### <対象の統計表名>

令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計－産業別集計－製造業に関する集計

地域編 第8表「産業中分類別事業所数、従業者数、事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額、原材料・燃料・電力の使用額等、製造品出荷額等及び粗付加価値額（従業者4人以上の事業所）」

## 地域別集計における推計方法の変更等

地域別集計を行う際、企業全体の売上高を全ての事業所に配分させるため、以下のとおり推計方法を変更。

### (令和3年調査)

本所が記入する「企業全体の売上高」を企業内事業所（本所及び支所）ごとの事業従事者数で按分し、各事業所が所在する地域の売上高に合算する方法で集計。

(→売上高全体の6割しか配分できていない)



### (令和8年調査)

本所が記入する「企業全体の売上高」を「本所（事業所）の売上高」とみなし本所の所在する地域の売上高に合算する方法に変更。

### (参考)

前回調査の結果から、9割以上の支所が本所と同一都道府県に所在（右表）。

	事業所数	
		割合 (%)
「個人経営」複数事業所企業の支所	19,549	-
本所の所在地が判明している支所	10,286	100.0
本所の所在する都道府県と同一の支所	9,653	93.8
本所の所在する都道府県と異なる支所	633	6.2

注) 独自集計

### (上記に伴う処理)

- 結果表のうち、複数事業所企業の支所の所在地等を集計事項とするものについて、「個人経営」を対象外とする。
- 「個人経営」の支所については「本所等の正式名称・所在地等」の回答が不要となることから、調査票にその旨を記載（【01】産業共通票でのみ措置）する。

(例) 企業等に関する集計－経理事項等

第9表 企業産業(中分類)、国内支所の分布範囲(2区分)別企業等数、事業所数、従業者数、費用総額、主な費用項目、粗付加価値額、純付加価値額及び設備投資額（個人経営を除く国内複数事業所企業）－全国、都道府県

# 「個人経営」複数事業所企業の取扱いの変更

## (参考) 前回 (令和3年) 調査における対応と状況

### 個人企業の経理項目の簡素化

「個人経営」の経理項目は、平成28年調査の状況※を踏まえ、確定申告書から転記可能な基本的事項（企業全体の売上及び費用項目）に限定。

※平成28年調査の状況

- ✓ 品目別売上高といった詳細な経理項目について未回答率が極めて高い状況
- ✓ 個人企業は、企業数としては全企業の約53%を占めているものの、売上高は全体の約2%
- ✓ 約90%の個人企業の事業は、主業のみ

### 事業所別の売上（収入）金額の推計

地域別集計のため、調査項目※を残した上、事業所別の売上（収入）金額を推計

（※支所調査票における本所の名称・所在地）

- 支所調査票に本所の名称・所在地情報を記入してもらうことで、本支関係を特定
- 本所調査票の売上（確定申告書による企業全体の売上）を企業内事業所の事業従事者数で按分し、事業所別の売上（収入）金額を算出

### 上記の推計方法における問題点

企業等に関する集計では売上約1兆円に対し  
上記推計によって計上できたのが  
約6,000億円であり、  
約4,000億円の差が生じている。

		売上(収入)金額 (億円)	割合 (%)
総数		16,933,126	100.0
うち個人経営		250,816	1.5
うち個人経営	企業等に関する集計	10,661	0.06
複数事業所企業	事業所に関する集計	6,897	0.04

注) 個人経営複数事業所企業については結果表章していないため、独自集計

(参考)

「個人経営」複数事業所企業の売上高が  
企業全体の売上高に占める割合は0.06% (右表)

※売上（収入）金額の集計対象

- ✓ 企業全体の売上は企業等に関する集計の対象
- ✓ 事業所別の売上は事業所に関する集計の対象

# 「個人経営」 複数事業所企業の取扱いの変更

## ○ 「個人経営」の支所情報特定の廃止に伴う調査票イメージ

- 「個人経営」の支所については「本所等の正式名称・所在地等」の回答が不要となることから、調査票にその旨を記載（【01】産業共通調査票でのみ措置）する。

**8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等**

(1) 単独事業所・本所・支所の別

- 囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。
- フランチャイズ・チェーン(FC)加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。

<p><b>1 単独事業所</b></p> <p>他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。</p>	<p><b>2 本所・本社・本店</b></p> <p>他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所を持ち、それらを統括する場合も含めます。</p>	<p><b>3 支所・支社・支店</b></p> <p>他の場所にある本所の統括を受けている事業所。</p>
---	---	--

6欄が「1個人経営」の場合は記入おわりです。

<p><b>(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者(1か月以上)の合計数です。工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。</li> </ul>		国内	海外 (現地法人は除く)	
	常用雇用者数	人	人	
<p><b>(3) 企業全体の主な事業の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 『調査票の記入のしかた』16～18ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。</li> </ul>	支所数	事業所	事業所	
主な事業の内容				
生産品、取扱商品又は営業種目				
①				
②				
③				

<b>(4) 本所の正式名称・所在地等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。</li> <li>● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。</li> </ul>	
フリガナ	
本所の正式名称	
本所の通称名	
本所の電話番号(代表)	( ) -
本所の所在地	〒 -

記入おわりです。